

令和7年4月1日

税理士法人 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

特定親族特別控除の創設 2025年税制改正情報

前回に引き続いて、令和7年度税制改正大綱の一つで、19歳から22歳の大学生年代の子等を扶養する親の税負担を軽くする「特定親族特別控除」が公表されました。

1. 現状

現在、特定扶養親族（扶養親族のうち19歳以上23歳未満）の子等を持つ親は、子等の合計所得金額が48万円（給与収入のみであれば103万円）までであれば、63万円の特定扶養控除の適用がありますが、48万円を超えると特定扶養控除の適用はありません。

2. 改正後

(1) 控除額

新たに「特定親族特別控除」を新設し、大学生年代の子等（19歳以上23歳未満）の合計所得金額が85万円（給与収入のみであれば150万円）までは、特定扶養控除と同額の63万円の控除を受けられるようにするとともに、合計所得金額が85万円を超えた場合であっても123万円（給与収入のみであれば188万円）までは段階的に逦減した控除の適用が受けられるようになります。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

（「令和7年度税制改正大綱」より）

(2) 適用開始時期

令和7年分以後の所得税（給与所得者は令和7年分の年末調整）から適用開始となり、住民税については令和8年度分以後から適用開始となります。